

岩見沢市 まちづくり基本条例 (逐条解説書)



岩 見 沢 市

目 次

なぜ、まちづくり基本条例が必要なのか？	1
まちづくり基本条例とは	
背景	
必要性	
まちづくり基本条例による効果	2
まちづくり基本条例の全体構成	3
条文及び解説	4
前 文	4
第1章 総則	5
第1条(目的)	5
第2条(定義)	6
第3条(基本理念)	7
第4条(基本原則)	8
第5条(条例の位置付け)	9
第2章 市民	10
第6条(市民の権利)	10
第7条(青少年及び子どもの権利)	11
第8条(市民の役割と責務)	12
第9条(事業者の役割)	13
第3章 議会及び議員	14
第10条(議会の役割と責務)	14
第11条(議員の役割と責務)	15
第4章 市長及び職員	16
第12条(市長の役割と責務)	16
第13条(職員の役割と責務)	17
第5章 市政運営	18
第14条(総合計画)	18
第15条(財政運営)	19
第16条(行政評価)	20
第17条(危機管理)	21

第6章 情報共有	22
第18条(情報共有)	22
第19条(情報の提供及び公開)	23
第20条(個人情報の保護)	24
第7章 市民参加	25
第21条(市民参加)	25
第22条(市民参加の推進)	26
第23条(市民の意見等)	27
第8章 協働及びコミュニティ	28
第24条(協働の推進)	28
第25条(コミュニティ活動の推進)	29
第9章 住民投票	30
第26条(住民投票)	30
第10章 連携及び協力	31
第27条(連携及び協力)	31
第11章 条例の見直し等	32
第28条(条例の見直し)	32
第29条(推進委員会)	33
条文 (全文)	34

なぜ、まちづくり基本条例が必要なの？

【まちづくり基本条例とは】

地方分権時代にふさわしいまちづくりと、社会環境の変化に対応した地域社会の実現を図ることを目的として、市民、議会及び市長等がそれぞれの役割と責務を果たしながら、協力してまちづくりを進めていくための仕組みや基本ルールを定めた条例です。

【背景】

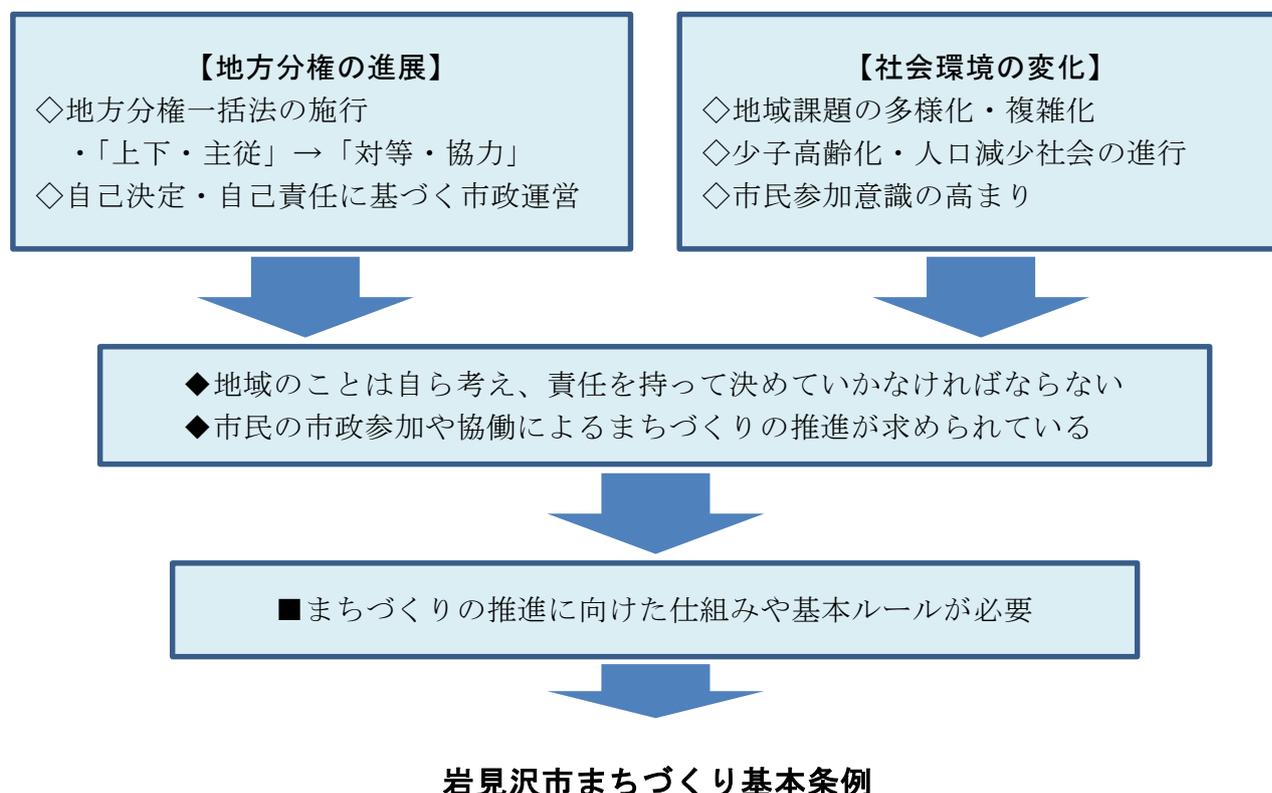
地方分権の進展により、「自分たちのまちを、自分たちの責任で決定し、進めていく」という「自己決定・自己責任」に基づく自治体運営が求められています。

また、少子高齢化、市民ニーズの多様化・高度化、厳しい財政状況など社会環境の変化による多くの地域課題を解決していくためには、市民、議会及び市長等が協力してまちづくりに取り組んでいくことが必要となっています。

【必要性】

こうした状況に対応していくため、各自治体ではそれぞれの状況や考え方に基づき、まちづくりを行っていますが、まちづくりの方向性や進め方については、法律で細かく規定されている訳ではありません。

このようなことから、まちづくりの自主性・自立性を明確にするとともに、まちづくりの担い手となる市民、議会及び市長等が、情報を共有し、参加・協働によるまちづくりを進めていくため、「まちづくり基本条例」を制定しました。



まちづくり基本条例による効果

この条例では、「市民主体による自主自立のまちづくり」を基本理念とし、基本原則として定めた「情報共有」「参加」「協働」により、まちづくりを進めていくこととしています。

この条例の効果として、次のことが期待されます。

まちづくりの基本理念・基本原則、まちづくりの仕組みや基本ルールの明確化	まちづくりの担い手同士で、基本理念・基本原則、まちづくりの仕組みや基本ルールを共有することができる。
市民、議会及び市長等の共通認識によるまちづくりの推進	どのようなことを目標としてまちづくりが行われているか、また、情報共有・参加・協働・市政運営などについて明確に定め、共有することにより、市民のまちづくりへの関心が高まるとともに、市民の市政参加や協働が進められる。
まちづくりに関する基本方針の継続	まちづくりに関する基本的事項を定めたものであり、市長や議員が代わっても、この条例に定められていることが継続して実践される。
市職員の能力向上や意識改革、開かれた市政運営の推進	この条例に定められていることを実践することにより、市職員の能力向上や意識改革が図られるとともに、分かりやすい情報の提供や市民参加が推進されるなど、市民の意見が反映される開かれた市政運営がなされる。

まちづくり基本条例の全体構成

前 文

第 1 章 総 則

1 目的 2 定義 3 基本理念 4 基本原則 5 条例の位置付け

【 まちづくりの担い手 】

第 2 章 市民

6 市民の権利
7 青少年及び子どもの権利
8 市民の役割と責務
9 事業者の役割

第 3 章 議会及び議員

10 議会の役割と責務
11 議員の役割と責務

第 4 章 市長及び職員

12 市長の役割と責務
13 職員の役割と責務

【 まちづくりの基本的事項 】

第 5 章 市政運営

14 総合計画 16 行政評価
15 財政運営 17 危機管理

第 6 章 情報共有

18 情報共有
19 情報の提供及び公開
20 個人情報の保護

第 7 章 市民参加

21 市民参加
22 市民参加の推進
23 市民の意見等

第 8 章 協働及びコミュニティ

24 協働の推進
25 コミュニティ活動の推進

第 9 章 住民投票

26 住民投票

第 10 章 連携及び協力

27 連携及び協力

【 実効性の確保 】

第 11 章 条例の見直し等

28 条例の見直し
29 推進委員会

条文及び解説

前 文

私たちのまち岩見沢市は、雄大な石狩平野の東部に位置し、石炭輸送における鉄道の結節点、道央における交通の要衝として、人とモノが行き交う拠点として栄えてきました。また、過酷な開拓によって豊かな大地へと変貌を遂げたことにより、食糧基地北海道における有数の農業地帯として知られ、四季折々に人々の心に潤いとやすらぎを与える豊かな自然環境の中で、あらゆる世代が健やかに暮らすことができる都市機能を充実させながら、今日まで発展してきました。

ここに住み、集い、働き、学び、生活する私たちは、先人がつくり上げてきたこのまちを貴重な財産として受け継ぎ、厳しい社会情勢の中にあっても、世代を超え、地域を超えて、それぞれが個性や能力を発揮しながら、誰もが健康で安心して暮らすことができる自立した地域社会を実現するため、互いに力を合わせて築き、育て、未来に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、将来の世代に対する自覚と責任のもと、市民一人ひとりがまちづくりの主体として積極的に参加するとともに、市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を果たしながら、ともに知恵を出し、ともに汗を流し、一体となって協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

このような認識のもと、市民主体による自主自立のまちづくりを進め、将来にわたって誰もが安心して生活できる、活力とたくましさを備えたまちを目指し、ここに岩見沢市まちづくり基本条例を制定します。

【趣旨】

- 「前文」は、この条例を制定する背景や趣旨を伝えるとともに、岩見沢市が目指すまちづくりの方向性や基本的な考え方を示しています。

【解説】

- 第1段落では、岩見沢市は、明治17年に開拓の鋤が入れられ、その後、鉄道や道路の整備により交通の要衝として、また、農業が盛んな地域として栄えるとともに、豊かな自然環境の中で、子どもから高齢者まで幅広い人々が健やかに暮らすことができる都市機能を充実させながら発展してきたことを述べています。
- 第2段落では、進むべき方向性として、私たちは先人や先輩が築き上げてきたものを受け継ぎ、厳しい社会情勢の中でも、自立した地域社会を実現するため、力を合わせながらさらに発展させ、未来に引き継いでいかなければならないことを述べています。
- 第3段落では、まちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、積極的に参加するとともに、市民、議会及び市長等が情報を共有し、協力しながら、一体となって協働のまちづくりに取り組んでいく必要があることを述べています。
- 第4段落では、この条例の基本理念に掲げる市民主体の自主自立のまちづくりを進めるため、この条例を制定する決意について述べています。

第1章 総則

第1章は、5条で構成し、この条例の目的、用語の定義、まちづくりの基本理念・基本原則、条例の位置付けについて定めています。

(目的)

第1条 この条例は、岩見沢市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定め、市民の権利並びに市民、議会及び市長等の役割と責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とします。

【趣旨】

- 本条は、この条例で規定している内容の概要を示すとともに、条例の目的を定めています。

【解説】

- この条例の制定の目的は、「個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること」です。その目的を実現するために、本市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定め、市民、議会及び市長等の役割と責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めるものです。
「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」には、誰もが健康で安心して生活できる地域社会、あるいは活力とたくましさを備えた地域社会という意味も含んでいます。
- 「基本理念」、「基本原則」、「市民、議会及び市長等の役割と責務」、「まちづくりに関する基本的な事項」の具体的な内容については、第3条以下で定めています。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する者並びに市内で働く者、学ぶ者並びに事業活動その他の活動を営む者及び団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 市民生活に係る様々な地域社会の課題を解決し、より良い地域社会を構築するための取組をいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び市長等が、共通の目的を実現するためにそれぞれの役割と責務のもとで相互の立場を尊重して、補完し、協力することをいいます。

【趣旨】

- 本条は、この条例の中で使用している用語のうち、認識を共通にしておきたい用語の解釈や意義を定めています。

【解説】

- 第1号は、「市民」です。

この条例における「市民」とは、地方自治法第10条第1項に定める市の区域内に住所を有する者（住民）に加え、市内に通勤・通学する者、市内で事業を営む事業者（企業、商店、NPO法人など）や、市内で公共の利益のために活動する団体（町会・自治会、コミュニティ団体、ボランティア団体など）を含め、広く定義しています。

これは、まちづくりを進めていくためには、住民だけでなく、本市に関わる多くの人たちの力も必要であることから、それぞれの立場に応じて、様々な形でまちづくりに参加したり、担い手同士が協力し合いながら、活力ある住みよい地域社会づくりに取り組むことが必要であるという考え方によるものです。

なお、この条例で定義している「市民」は、自発的なまちづくりへの参加を促すものであり、法律上の制度を含めすべて同じ権利を有することを意味するものではありません。このため、具体的な権利や責務の対象となる「市民」の範囲を限定する必要がある場合は、それらの内容に照らしてそれぞれの条例等で定めるなどにより、明確化を図ることとします。
- 第2号は、「市長等」です。

市長をはじめとする市の執行機関を総称して「市長等」としています。
- 第3号は、「まちづくり」です。

道路や公園、建物など街並みを整備するハード的なものから、福祉、環境、教育などに関するソフト的なものまで、市民生活に係わる様々な分野において、より良いまちをつくっていかうとする公益的な活動や取り組みのすべてをいいます。

言い換えると、快適な生活環境や安全・安心の推進、地域の活性化などについて、本市の発展及び市民生活の向上につながる活動を、幅広く「まちづくり」と捉えており、市が行う公共的な活動だけではなく、より良い岩見沢市にしていくため、市民が主体的に、あるいは議会や市長等と協力して行うすべての活動を含んでいます。
- 第4号は、「協働」です。

多様化する地域の課題や市民ニーズに対して、市民、議会及び市長等がそれぞれの役割や責任を認識し、互いに尊重しながら、対等な立場で相互に連携しながら協力し合うことをいいます。

(基本理念)

第3条 市民、議会及び市長等は、それぞれ役割を果たしながら、情報共有、参加及び協働のもと、自立した地域社会を実現する、市民主体による自主自立のまちづくりを基本理念とします。

【趣旨】

- 本条は、まちづくりを進めていく上で基本となる考え方を定めています。

【解説】

- 「市民主体による自主自立のまちづくり」を進めるため、市民は、まちづくりの主体としてそれぞれの地域や分野で積極的に参加するとともに、市民、議会及び市長等の三者が、互いに情報を共有し、知恵を出し合い、ともに汗を流しながら協働して地域課題に取り組み、将来にわたって持続できる地域社会をつくっていくことを基本理念としています。
- この基本理念を実現するために必要な原則を、第4条の「基本原則」で定めています。

(基本原則)

第4条 市民、議会及び市長等は、次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を共有します。
- (2) 参加の原則 市民は、自主的かつ積極的にまちづくりに参加します。
- (3) 協働の原則 市民、議会及び市長等は、相互理解及び信頼関係に基づき、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを進めます。

【趣旨】

- 本条は、本市の基本理念の実現に必要な基本原則を定めています。

【解説】

- 「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」の3つをまちづくりの基本原則としています。
- 市民参加の推進や市民、議会及び市長等による協働を推進するためには、その前提としてまちづくりに関する情報の共有が欠かせません。そのため、基本原則に「情報共有」を定め、市民のまちづくりへの「参加」、さらには市民、議会及び市長等が対等な立場で、相互に連携しながら協力する「協働」を原則とし、まちづくりを三者で進めるべきこととしています。
- 第1号は、「情報共有の原則」です。

まちづくりの担い手である市民、議会及び市長等のそれぞれが、情報の発信者・受信者となり得ることを踏まえ、まちづくりに必要な情報を三者で共有することが、市民参加や協働によるまちづくりの推進につながるものであることから、「情報共有」を原則としています。

「情報共有」については、第6章で定めています。
- 第2号は、「参加の原則」です。

まちづくりは、より多くの市民の参加を得て進めていくべきものであり、市民は、まちづくりの主体として、自主的、積極的に参加することが必要であることから、「参加」を原則としています。

参加のあり方については、それぞれの状況によって様々な形があります。たとえ小さな取り組みであっても、できる範囲で参加したり、活動することが、より良いまちづくりにつながっていくものと考えています。

「参加」については、第7章で定めています。
- 第3号は、「協働の原則」です。

市民主体によるまちづくりを進める中で、市民、議会及び市長等の三者が地域の公共的な課題を解決していくためには、それぞれの担い手が役割と責任のもとで、連携、協力しながら取り組んでいくことが必要不可欠なものとなっていることから、「協働」を原則としています。

協働は、市民と議会・市長等や、市民同士、さらには複数の活動団体も加わって取り組む場合もあるなど、様々な形態が考えられます。

「協働」については、第8章で定めています。

(条例の位置付け)

第5条 市民、議会及び市長等は、まちづくりを進めるにあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定改廃においては、この条例の趣旨に基づいて行うものとします。

【趣旨】

- 本条は、本市のまちづくりにおけるこの条例の位置付けを定めています。

【解説】

[第1項]

- この条例は、本市のまちづくりの基本的事項を総合的に定めたものです。

法体系上は、他の条例と並列の関係にありますが、市民、議会及び市長等は、この条例の趣旨を最大限尊重し、規定された事項を遵守しながらまちづくりを進めていくことを定めています。

[第2項]

- 前項の規定を踏まえ、この条例以外の条例等を制定改廃するときは、この条例の趣旨に基づいて行うこととしています。

第2章 市民

第2章は、4条で構成し、まちづくりの主体である市民の権利、青少年及び子どもの権利、市民の役割と責務、事業者の役割について定めています。

(市民の権利)

第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。

2 市民は、まちづくりの主体として、平等に参加する権利を有します。

3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有します。

【趣旨】

- 本条は、まちづくりの主体として市民が有する権利を定めています。

【解説】

- この条例に基づくまちづくりを進めていくため、必要な3つの権利を定めています。
- 市民は、この条に定められた権利を行使しないことによって、差別的な扱いをされることはありません。
- この条例に定める市民の権利は、公共の利益のために行使されるものであり、公共の福祉に反する私利私欲の主張やこの条例を悪用するような行為などに対し、この権利が適用されるものではありません。

【第1項】

- 情報共有の原則に基づき、市民は、まちづくりに参加したり、協働するための前提として議会や市長等が保有している情報を「知る権利」があることを定めています。

【第2項】

- 参加の原則に基づくまちづくりを推進するため、自発的かつ主体的にまちづくりに参加できる権利があることを定めています。この参加する権利は、自らの自由な意思に基づく権利であり、強制されるものではありません。
- 「平等」とは、第2条に定める「市民」が、年齢、性別などに関係なく参加できることを意味しています。

【第3項】

- 市民は、まちづくりについて自分の考えを自由に述べたり、その考えを提案する権利があることを定めています。これは、市民は政策や施策の形成過程や事業の実施、評価や改善などに参加できることを明確にするものであり、多くの市民がまちづくりに関心を持ち、参加や協働が推進されることを期待するものです。

(青少年及び子どもの権利)

第7条 青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。

【趣旨】

- 本条は、青少年や子どもも、まちづくりに参加できることを定めています。

【解説】

- 第2条の定義において、「青少年及び子ども」も「市民」に含まれますが、次世代を担う青少年や子どももまちづくりに関心を持ち参加や活動をしてほしい、将来の岩見沢を担う人材に育てほしいという願いを強調するため、あえて参加できる権利を抜き出して明確にしています。
- ここでは、青少年及び子どもの年齢は明記せず、それぞれの年齢や状況に応じて参加できることとしています。まちづくりは年齢によって関わり方も異なるほか、この条例は「基本条例」で、他の条例等の指針となるものであることから具体的に定めていません。
このため、年齢など対象範囲を定める必要がある場合には、他の条例等の中で必要に応じて定められることとなります。

(市民の役割と責務)

第8条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的に参加するよう努めるものとします。

2 市民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、互いの意見及び行動を尊重するものとします。

【趣旨】

- 本条は、まちづくりの主体となる市民の役割と責務を定めています。

【解説】

- 市民は、まちづくりの主体として、第6条の「市民の権利」を有すると同時に、果たすべき役割と責務があることを定めています。

[第1項]

- まちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに関心を持って、考え、行動するなど、積極的に参加していくことが必要であることを定めています。

[第2項]

- 市民は、まちづくりの主体として参加できる権利を有していますが、一方、この権利を行使するにあたっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、まちづくりに参加する者同士、互いの意見や行動を尊重しながら、対等な立場で協力して取り組むことが必要であることを定めています。
- 参加・協働にあたっては、公共の利益のための視点に立ち、自分だけではなく他の人々のことも考慮することが大切です。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図りながら、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、事業活動を行っている法人や団体なども、地域社会の一員としての役割があることを定めています。

【解説】

- 第2条の定義において、事業者も「市民」に含まれており、地域社会を構成する一員として市民の権利を有するとともに、まちづくりの推進に寄与するよう努めることを定めています。
- まちづくりを進めるため、事業者は、地域貢献の一環として、地域活動に参加したり、自然環境や市民生活などに配慮した事業活動に努める必要があることを定めています。
なお、「事業者」には、株式会社などの営利法人だけでなく、NPO法人（特定非営利活動法人）や学校法人、社会福祉法人なども含まれます。

第3章 議会及び議員

第3章は、2条で構成し、議会及び議員の役割と責務について定めています。

(議会の役割と責務)

第10条 議会は、市の意思を決める議決機関であり、市長等による事務の執行を監視し、及びけん制し、市民の意思を政策に反映させるものとします。

2 議会は、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、開かれた議会運営に努めなければなりません。

【趣旨】

- 本条は、議会の役割と責務を定めています。

【解説】

- 社会経済情勢に応じた政策や施策等が求められる中で、議会は、市民の代表として条例の制定や改廃及び予算や決算など、さまざまな事案を審議し、市の意思を決定する機能を有しています。
- 地方自治法では、検閲、検査権及び監査請求権（第98条）、調査権（第100条）などの監視に関わる権限が規定され、市長等に適切な市政運営を促す役割を担っています。

【第1項】

- 市長等の執行機関と対等かつ緊張ある関係を保持しながら市政運営を監視し、けん制するとともに、政策や議決事項など意思決定を行う際には、市民の意思を反映させた上で決定することを定めています。

【第2項】

- 議決の結果はもとより、意思決定に至るまでの経過についても市民へ情報提供するなど、開かれた議会運営に努めなければならないことを定めています。

(議員の役割と責務)

- 第11条** 議員は、市民がまちづくりの主体であることを認識し、市全体のまちづくりの視点を持って、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより、市民の意思を把握し、これを政策に反映させるものとします。
- 3 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、議会を構成する議員の役割と責務を定めています。

【解説】

- 議会は、まちづくりの主体である市民の意思を政策に反映させる市の意思決定機関であるのに対して、個々の議員は、市民の様々な意見を受け止め、議会における審議等に生かしていくことが求められています。

[第1項]

- 議員は、市民がまちづくりの主体であることを認識した上で、市全体の視点に立って、常に公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めています。

[第2項]

- 議員は、議員活動を通じて、地域が抱える課題や市民の意見などを把握した上で、議会での審議に臨み、政策に反映させることを定めています。

[第3項]

- 議員は、市の重要な案件の審議や政策立案活動に役立てるため、日頃から情報収集や市政課題などの調査研究に努めることを定めています。

第4章 市長及び職員

第4章は、2条で構成し、市長及び職員の役割と責務について定めています。

(市長の役割と責務)

- 第12条** 市長は、自主自立のまちづくりを推進するため、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。
- 2 市長は、市民がまちづくりの主体であることを認識し、市民の意思を反映した市政運営を進めるために必要な制度を充実させなければなりません。
- 3 市長は、市民の信頼に応えるため、地域社会の課題に的確に対応できる能力を持った職員の育成に努めなければなりません。

【趣旨】

- 本条は、市長の役割と責務を定めています。

【解説】

[第1項]

- 市長は、市民からの信託を受けた市の代表者であることを認識し、自主自立のまちづくりを推進するとともに、公正で誠実に市政運営を行わなければならないことを定めています。

[第2項]

- 市長は、市民の意思を反映した市政運営を進めるため、広く市民の声を聴くとともに、社会情勢の変化などの把握に努め、必要な施策や制度を充実させていかななければならないことを定めています。

[第3項]

- 市長は、市民の期待や信頼に応える市政を運営するため、職員を適切に指揮・監督するとともに、地域社会の課題に的確に対応できる知識や能力を持った職員の育成に努めなければならないことを定めています。

(職員の役割と責務)

第13条 職員は、広い視野に立って横断的連携を密にしながら、積極的に市民と連携して職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、地域社会の課題に的確に対応するため、知識、技能等の向上に努めなければなりません。

【趣旨】

- 本条は、市職員の役割と責務を定めています。

【解説】

[第1項]

- 職員は、広い視野に立って、関係する組織や職員との連携を密にするとともに、市民と積極的にコミュニケーションを図りながら、職務を遂行していかなければならないことを定めています。
- 「横断的連携」とは、各担当部署の事務を縦割りで対応したり、処理するのではなく、関連する他の部署との調整を図りながら事務を行っていくべきことを意味しています。

[第2項]

- 地方分権の進展や多種多様な地域社会の課題に的確に対応するため、職員には新たな能力や資質の向上が求められることから、常に職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

第5章 市政運営

第5章は、4条で構成し、市政運営に関わって総合計画、財政運営、行政評価、危機管理について定めています。

(総合計画)

第14条 市長は、将来を見据えた市政運営を行うため、最上位の計画として総合計画を策定しなければなりません。

2 市長等は、総合計画に基づいて政策を実施しなければなりません。

【趣旨】

- 本条は、市政運営において最も重要な計画である総合計画について定めています。

【解説】

- 本市では、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想と、これに基づく基本計画を合わせたものを「総合計画」としています。平成23年5月の地方自治法の改正に伴い、市町村における基本構想の策定義務は廃止されましたが、本市では、今後も総合計画に基づく市政運営を推進していく必要があるとの考えから、本条例で総合計画の義務付けを定め、その意義を明確にしています。

【第1項】

- 総合計画は、将来における当市のビジョン（展望）や市政の方向性を定めるとともに、各分野で取り組むべき施策等を総合的・体系的に示している最も重要な計画です。
このため、市長は、総合計画を策定し、将来の岩見沢を見据えた中で市政運営を行っていかねばならないことを定めています。

【第2項】

- 総合計画は、市政運営における重要な役割を果たす計画であるため、各分野における政策の実施に際して、市長等は、総合計画の内容に沿って実施していかねばならないことを定めています。

(財政運営)

第15条 市長は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営を行わなければなりません。

2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。

【趣旨】

- 本条は、市政運営の基礎となる財政運営について定めています。

【解説】

[第1項]

- 市長は、中長期的な展望や財政状況の的確な把握や見通しを立てながら、持続可能な自治体経営を行っていくことが必要であることから、財源の効率的かつ効果的な活用に努め、健全な財政運営を行わなければならないことを定めています。

[第2項]

- 市長は、財政運営の透明性を高め、信頼される市政運営を行うため、予算・決算や執行状況など財政状況に関する情報を広報やホームページなどを通じて市民に分かりやすく公表するよう努めなければならないことを定めています。

(行政評価)

第16条 市長は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、施策等について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、市民参加のもと、その結果を政策に反映させるものとします。

2 市長は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。

【趣旨】

- 本条は、施策等の評価を行い、その結果を反映させる行政評価について定めています。

【解説】

- 行政評価とは、効率的で効果的な市政運営を図るため、施策等を一定の基準・視点に立って客観的に検証・評価し、その結果を改善に結びつける手法です。

【第1項】

- 市長は、効率的で効果的な市政運営を図るため、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のプロセスを順に実施するPDCAサイクル (マネジメント手法) を用いて、施策等の検証や見直しを行い、市民が参加できる仕組みを設けた上で、次の施策等に反映させていくことを定めています。

【第2項】

- 市長は、市民との情報共有を図るため、行政評価の結果について、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならないことを定めています。

(危機管理)

第17条 市長は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」といいます。）に的確に対応するための体制を整備しなければなりません。

2 市長は、災害等の発生時には、市民、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければなりません。

【趣旨】

- 本条は、災害等の発生時における安全安心の確保について定めています。

【解説】

[第1項]

- 市長は、安全で安心な市民生活を確保するため、災害等の発生時など緊急時に備えた体制を整備しておく必要があることを定めています。

[第2項]

- 災害等が発生した場合、市長は、速やかに情報収集を行い、被害状況に応じて必要な作業や支援を行うなど、市民や関係機関と連携を図りながら対策を講ずることを定めています。
また、災害等においては、市民も自らの安全を確保するとともに、地域でも相互に助け合うなど、日頃からの備えや協力し合う体制づくりに努めることが必要です。

第6章 情報共有

第6章は、3条で構成し、情報共有、情報提供と公開、個人情報の保護について定めています。

(情報共有)

第18条 市民、議会及び市長等は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、共有するものとします。

【趣旨】

- 本条は、まちづくりに関する情報の共有について定めています。

【解説】

- 第4条の「情報共有の原則」に基づき、市民、議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を伝え合い、共有することを定めています。
- 情報を共有することは、市民参加や協働の前提であり、この条例では情報に関する考え方を一歩進め、まちづくりに関する必要な情報について、議会及び市長等は積極的に提供するとともに、市民も保有する情報を積極的に提供することにより、情報の共有化を進め、担い手同士の相互理解と信頼の確保を図りながら、まちづくりを進めようとするものです。
- 「互いに」には、情報共有は、市民、議会及び市長等との間だけではなく、個人や団体などの市民同士でも積極的に情報交換を行い、共有に努める必要があることを含んでいます。

(情報の提供及び公開)

- 第19条 議会及び市長等は、その保有する市政に関する情報を適切な時期及び方法で、積極的かつ分かりやすく市民に提供しなければなりません。
- 2 議会及び市長等は、市民から情報公開の請求があったときは、別に定める条例の規定により公開するものとします。

【趣旨】

- 本条は、市政に関する情報提供、情報公開について定めています。

【解説】

[第1項]

- 市政における透明性の確保や開かれた市政を推進するため、議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を、適切な時期及び方法で、積極的かつ分かりやすく市民に提供しなければならないことを定めています。
- まちづくりに関する情報を、多様な手段を用いて市民に情報を提供することにより、市民の市政への関心が高まり、参加や協働が推進されていくこととなります。

[第2項]

- 市民への説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を確保するため、議会及び市長等が保有する情報を公開する制度について定めています。
この項で規定する「別に定める条例」とは、議会及び市長等が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めている「岩見沢市情報公開条例」のことをいいます。

(個人情報保護)

第20条 市民、議会及び市長等は、情報の提供及び共有を行う際には、個人の情報を適切に管理し、保護しなければなりません。

【趣旨】

- 本条は、個人の権利利益の保護など個人情報の取扱いについて定めています。

【解説】

- 議会及び市長等は、情報を提供及び共有する際において、個人の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の取扱いには十分配慮するとともに、市民の信頼を損なうことのないよう適切に管理し保護しなければならないことを定めています。
また、個人情報の適切な管理・保護については、市民同士においても守られなければならないものです。
- 議会及び市長等における個人情報の適正な取扱いの確保については、「岩見沢市個人情報保護条例」で定めています。

第7章 市民参加

第7章は、3条で構成し、市民参加、市民参加の推進、市民の意見について定めています。

(市民参加)

第21条 議会及び市長等は、市民参加の機会を保障しなければなりません。

【趣旨】

- 本条は、市民のまちづくりへの参加について定めています。

【解説】

- 第4条の「参加の原則」及び第6条の「市民の権利」に基づき、議会及び市長等は、まちづくりを推進するため、市民参加の機会を保障しなければならないことを定めています。
- まちづくりには多くの市民の参加が必要です。市民がまちづくりに参加したいと思った時に参加できなければ、まちづくりは進まないことから、議会及び市長等は、市民がまちづくりに参加できる機会の充実に取り組んでいかなければなりません。

(市民参加の推進)

第22条 市長等は、市民のまちづくりへの参加を推進するため、活動の場の提供、環境づくり、情報の提供等その仕組みの整備に努めなければなりません。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければなりません。

3 市長等は、広く市民の意見を聴くため、その機会の効果的な周知に努めなければなりません。

【趣旨】

- 本条は、市民参加の推進について定めています。

【解説】

- 議会及び市長等は、多くの市民が参加できるよう、参加の方法を分かりやすく周知し、市民の意識を高めるとともに、市民の意見を反映する取り組みを推進しなければならないことを定めています。

[第1項]

- 市民主体によるまちづくりの実現や協働によるまちづくりを進めるためには、市民の主体的な参加を促す必要があることから、市長等は、その環境づくりや参加を推進するための仕組みの整備に努めなければならないことを定めています。

[第2項]

- 市長等は、政策の立案、実施、評価等の様々な場面で、より多くの市民が参加できる取り組みを行い、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならないことを定めています。
市民の参加方法としては、口頭、文書、メールのほか、時期や内容に応じて実施する市民説明会、アンケート、市民意見公募（パブリックコメント）などがあります。
- 市長等は、これらの手法のみに捉われることなく、より多くの市民参加を促し、適切かつ有効な手法を用いて市民の意見の反映に努めなければなりません。

[第3項]

- 市長等は、多くの市民の意見を聴くため、参加する制度や参加方法について、広報やホームページなど多様な手段を用いて効果的な周知に努めなければならないことを定めています。

(市民の意見等)

第23条 市長等は、市民からの意見、提案等があったときは、誠実かつ迅速に対応するものとします。

【趣旨】

- 本条は、市民からの意見、要望や提案等への対応について定めています。

【解説】

- 市長等には、市政運営に対するさまざまな意見、要望や提案等が提出されます。
このため、市民からの意見、要望や提案等があったときは、誠実かつ迅速に対応することを定めています。
- この条例における「市民の意見」とは、公共の利益の視点に立ったまちづくりに関するものであって、自己の利益に固執したものや不当な要求、誹謗や中傷は除きます。

第8章 協働及びコミュニティ

第8章は、2条で構成し、協働の推進、コミュニティ活動の推進について定めています。

(協働の推進)

第24条 市民、議会及び市長等は、共通の地域課題を解決するため、対等な立場で協働してまちづくりを進めるものとします。

2 市民は、互いの市民活動を尊重し、ともにまちづくりを進めるものとします。

3 議会及び市長等は、まちづくりを目的とする市民の活動を尊重するとともに、必要な支援を行うことができます。

【趣旨】

- 本条は、協働により公共的な課題を解決していくことについて定めています。

【解説】

- 協働のまちづくりを進めていくためには、それぞれの担い手の知識、経験、能力などを生かしていくとともに、目的と情報の共有や多くの市民の参加が必要です。
このため、第4条の「協働の原則」に基づき、共通の地域課題を解決するため、市民、議会及び市長等は、相互の立場を尊重しながら、補完し、協力してまちづくりを進めていくことを定めています。

【第1項】

- 協働は、それぞれが個別に行うよりも協力して取り組んだ方が良いと考えられる場合に、共通の課題と目的のもとで連携して取り組むものであり、互いの知識、経験、能力などを生かしていくことで、より大きな成果を生み出していく、あるいは解決に導いていくことが期待されます。
このようなことから、共通の地域課題を解決していくため、それぞれの担い手が役割と責務を果たすとともに、互いをパートナーとして認め、情報の共有や信頼関係を築きながら、対等な立場で協働してまちづくりを進めていくことを定めています。

【第2項】

- 協働は「市民と議会」、「市民と市長等」だけではなく、個人や団体などの「市民同士」においても取り組んでいくことが必要です。
協働のまちづくりは、多様な担い手により様々な活動が展開されることを目指すものであることから、市民は、互いの自主性を尊重し、多様な特性を生かしながら進めていくことを定めています。

【第3項】

- 支援を行うにあたっては、活動を行う市民の自主性や自立性を損なわないよう配慮するとともに、相手の状況や活動の公益性などを考慮する必要があります。
そのため、議会及び市長等は、市民の活動を尊重した上で、必要な支援を行うことができます。
- 「必要な支援」の内容としては、情報提供、人材育成、補助金・助成金、活動のための環境づくりやPRなどが考えられます。

(コミュニティ活動の推進)

第25条 コミュニティとは、人と人との多様なつながりを基礎として、共通の目的を持ち、まちづくりに関して主体的に活動する団体をいいます。

- 2 市民は、コミュニティが果たす役割を認識するとともに、その活動に積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとします。
- 3 議会及び市長等は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動と連携を図るとともに、公益的な活動に対して必要な支援を行うことができます。

【趣旨】

- 本条は、まちづくりを進める上で基礎となるコミュニティについて定めています。

【解説】

- 市民や地域が主体となってまちづくりの取り組みを進める上で、重要な役割を担うコミュニティについて定めています。
- この条例における「コミュニティ」とは、「人と人との多様なつながりを出発点として、共通の目的のもとに協力し、助け合いながら主体的に活動する団体」としています。

【第1項】

- コミュニティ組織の形態には、地域を基盤とする団体（地縁型コミュニティ）と、同じ目的やテーマによって組織された団体（テーマ型コミュニティ）があります。
一般的に、町内会・自治会、老人クラブ、PTAなどは地縁型コミュニティと言われ、NPO法人、ボランティア団体などはテーマ型コミュニティと言われています。

【第2項】

- まちづくりを進めていくために、コミュニティ活動は、今後ますます重要なものとなってきていることから、市民は、コミュニティ活動の果たす役割や重要性を認識するとともに、その活動に積極的に参加し、住みよい地域社会を築いていくために、守り育てるよう努めることを定めています。

【第3項】

- 議会及び市長等は、コミュニティの自主性や自立性を尊重し、その活動の特性を生かしながら、連携を図る必要があるとともに、コミュニティが行う公益的な活動に対して、必要と判断される場合には支援を行うことができることを定めています。
- 「必要な支援」については、第24条「協働の推進」の第3項と同様、相手の状況や活動の公益性などを考慮する必要があります。

第9章 住民投票

第9章は、住民投票について定めています。

(住民投票)

第26条 市長は、市政に関する重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を行うことができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 市長は、住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、市政の重要事項に関する住民投票について定めています。

【解説】

- 住民投票は、間接民主主義を補完するものとして、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認する制度です。
- この条で、「市民」ではなく「住民」としているのは、市政の重要事項に関する投票については、市内に住所を有する者を対象に行うべきであるとの考えに基づくものです。
- 住民投票は、議会や市長の意思決定に住民の意思を反映させるための手段であることから、その実施にあたっては、住民に対する十分な情報提供や、十分な議論が尽くされた上で行われることが重要です。
- 住民投票制度には、あらかじめ住民投票の対象となる事案や要件、実施方法等を定めておく「常設型」と、住民投票が必要な事案が発生した際に、必要事項を定める個別の条例を制定する「個別型」があり、本市は、住民投票の事案ごとに条例を制定し実施する「個別型」で定めています。
- この条例における住民投票は、市長による議案の提出（地方自治法第149条）により制定される条例に基づくものとしていますが、住民投票の発議は、市長のほか、地方自治法に基づく住民の直接請求（同法第74条）及び議員の議案提出権（同法第112条）により、事案ごとに住民投票条例を制定して行うことができます。

【第1項】

- 本市の将来や市民生活に重大な影響を及ぼす重要な事項について、住民一人ひとりに直接その意思を確認する必要があると認められるときに行うことができるものと定めています。

【第2項】

- 住民投票の結果は、法的な拘束力を持ちませんが、住民の意思を真摯に受け止め、市長は住民投票の結果を尊重しなければならないことを定めています。

【第3項】

- 住民投票を実施する場合は、その事案ごとに、投票資格者、投票方法、成立要件などの必要事項を定める個別の住民投票条例を制定し、行うものと定めています。

第10章 連携及び協力

第10章は、連携・協力について定めています。

(連携及び協力)

第27条 議会及び市長等は、適切な役割分担のもと、国及び北海道と対等な立場で連携及び協力するよう努めるものとします。

2 議会及び市長等は、広域的な課題解決、地域の相互発展等のため、近隣自治体と積極的に連携し、及び協力するよう努めるものとします。

3 市民、議会及び市長等は、必要に応じて、市民以外の個人、法人、団体等と連携し、及び協力するよう努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、国、北海道、他の自治体などとの連携・協力について定めています。

【解説】

- まちづくりを進めていく中では、岩見沢市だけで取り組むことが難しい広域的な課題などもあります。そのような課題には、国、北海道、他の自治体などと連携・協力して取り組む必要があります。

【第1項】

- 地方分権のもとでは、国と地方公共団体は「対等・協力」の関係にあることを踏まえ、議会及び市長等は、国や北海道が担うべき分野について協力を求めたり、提案するなど、適切な役割分担のもと、対等な立場で、相互に連携、協力して取り組むよう努めることを定めています。

【第2項】

- 岩見沢市だけでは対応が難しく、市域を越えて広域的に対処しなければならない共通の課題もあります。このような課題に対応するためには、他の自治体などと連携、協力して取り組むよう努めることを定めています。

【第3項】

- まちづくりを進めていくにあたっては、必要に応じて、岩見沢市に関わりのある人々や、イベント、観光で訪れる人々など、多くの人々からの意見や提案を取り入れていくなどして、市民以外の個人、法人、団体等と連携、協力して取り組むよう努めることを定めています。

第11章 条例の見直し等

第11章は、2条で構成し、条例の見直しと推進委員会について定めています。

(条例の見直し)

第28条 市長は、この条例の施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて検討し、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとします。

【趣旨】

- 本条は、この条例の見直しについて定めています。

【解説】

- この条例は、本市のまちづくりに関する基本的事項を定めているものであり、容易に改正されるような性格の条例ではありません。
しかしながら、国の制度改革や社会情勢の変化なども考えられることから、条例の内容が時代に適合したものとなっているかどうかについて、市民参加により定期的に検討する必要があります。
このため、条例の施行日から5年を超えない期間ごとに検討し、必要に応じて見直すことを定めています。

(推進委員会)

第29条 市長は、この条例の適切な運用及び普及を図るため、岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会は、市長の諮問に応じるほか、この条例の基本的事項について意見を述べることができます。

3 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【趣旨】

- 本条は、この条例の運用状況などを検証する推進委員会の設置について定めています。

【解説】

[第1項]

- この条例の実効性を確保するため、運用状況の検証等を行う「岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会（推進委員会）」の設置について定めています。

[第2項]

- 推進委員会は、第28条の「条例の見直し」における市長の諮問に基づき、審議を行い答申するほか、この条例の基本的事項である「情報共有」、「参加」、「協働」に関することについて意見などを述べることを定めています。

[第3項]

- 推進委員会の組織や会議の運営に関する事項は、規則で定めることとしています。

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市民（第6条—第9条）
- 第3章 議会及び議員（第10条・第11条）
- 第4章 市長及び職員（第12条・第13条）
- 第5章 市政運営（第14条—第17条）
- 第6章 情報共有（第18条—第20条）
- 第7章 市民参加（第21条—第23条）
- 第8章 協働及びコミュニティ（第24条・第25条）
- 第9章 住民投票（第26条）
- 第10章 連携及び協力（第27条）
- 第11章 条例の見直し等（第28条・第29条）

附則

私たちのまち岩見沢市は、雄大な石狩平野の東部に位置し、石炭輸送における鉄道の結節点、道央における交通の要衝として、人とモノが行き交う拠点として栄えてきました。また、過酷な開拓によって豊かな大地へと変貌を遂げたことにより、食糧基地北海道における有数の農業地帯として知られ、四季折々に人々の心に潤いとやすらぎを与える豊かな自然環境の中で、あらゆる世代が健康やかに暮らすことができる都市機能を充実させながら、今日まで発展してきました。

ここに住み、集い、働き、学び、生活する私たちは、先人がつくり上げてきたこのまちを貴重な財産として受け継ぎ、厳しい社会情勢の中にあっても、世代を超え、地域を超えて、それぞれが個性や能力を発揮しながら、誰もが健康で安心して暮らすことができる自立した地域社会を実現するため、互いに力を合わせて築き、育て、未来に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、将来の世代に対する自覚と責任のもと、市民一人ひとりがまちづくりの主体として積極的に参加するとともに、市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を果たしながら、ともに知恵を出し、ともに汗を流し、一体となって協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

このような認識のもと、市民主体による自主自立のまちづくりを進め、将来にわたって誰もが安心して生活できる、活力とたくましさを備えたまちを目指し、ここに岩見沢市まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、岩見沢市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定め、市民の権利並びに市民、議会及び市長等の役割と責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する者並びに市内で働く者、学ぶ者並びに事業活動その他の活動を営む者及び団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

- (3) まちづくり 市民生活に係る様々な地域社会の課題を解決し、より良い地域社会を構築するための取組をいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び市長等が、共通の目的を実現するためにそれぞれの役割と責務のもとで相互の立場を尊重して、補完し、協力することをいいます。

(基本理念)

第3条 市民、議会及び市長等は、それぞれ役割を果たしながら、情報共有、参加及び協働のもと、自立した地域社会を実現する、市民主体による自主自立のまちづくりを基本理念とします。

(基本原則)

第4条 市民、議会及び市長等は、次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を共有します。
- (2) 参加の原則 市民は、自主的かつ積極的にまちづくりに参加します。
- (3) 協働の原則 市民、議会及び市長等は、相互理解及び信頼関係に基づき、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを進めます。

(条例の位置付け)

第5条 市民、議会及び市長等は、まちづくりを進めるにあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

- 2 議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定改廃においては、この条例の趣旨に基づいて行うものとします。

第2章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。

- 2 市民は、まちづくりの主体として、平等に参加する権利を有します。
- 3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有します。

(青少年及び子どもの権利)

第7条 青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。

(市民の役割と責務)

第8条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的に参加するよう努めるものとします。

- 2 市民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、互いの意見及び行動を尊重するものとします。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図りながら、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとします。

第3章 議会及び議員

(議会の役割と責務)

第10条 議会は、市の意思を決める議決機関であり、市長等による事務の執行を監視し、及びけん制し、市民の意思を政策に反映させるものとします。

- 2 議会は、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、開かれた議会運営に努めなければなりません。

(議員の役割と責務)

第11条 議員は、市民がまちづくりの主体であることを認識し、市全体のまちづくりの視点を持って、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

- 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより、市民の意思を把握し、これを政策に反映させるもの

とします。

- 3 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めるものとします。

第4章 市長及び職員

(市長の役割と責務)

第12条 市長は、自主自立のまちづくりを推進するため、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。

- 2 市長は、市民がまちづくりの主体であることを認識し、市民の意思を反映した市政運営を進めるために必要な制度を充実させなければなりません。

- 3 市長は、市民の信頼に応えるため、地域社会の課題に的確に対応できる能力を持った職員の育成に努めなければなりません。

(職員の役割と責務)

第13条 職員は、広い視野に立って横断的連携を密にしながら、積極的に市民と連携して職務を遂行しなければなりません。

- 2 職員は、地域社会の課題に的確に対応するため、知識、技能等の向上に努めなければなりません。

第5章 市政運営

(総合計画)

第14条 市長は、将来を見据えた市政運営を行うため、最上位の計画として総合計画を策定しなければなりません。

- 2 市長等は、総合計画に基づいて政策を実施しなければなりません。
(財政運営)

第15条 市長は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営を行わなければなりません。

- 2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。
(行政評価)

第16条 市長は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、施策等について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、市民参加のもと、その結果を政策に反映させるものとします。

- 2 市長は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。
(危機管理)

第17条 市長は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」といいます。）に的確に対応するための体制を整備しなければなりません。

- 2 市長は、災害等の発生時には、市民、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければなりません。

第6章 情報共有

(情報共有)

第18条 市民、議会及び市長等は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、共有するものとします。

(情報の提供及び公開)

第19条 議会及び市長等は、その保有する市政に関する情報を適切な時期及び方法で、積極的かつ分かりやすく市民に提供しなければなりません。

2 議会及び市長等は、市民から情報公開の請求があったときは、別に定める条例の規定により公開するものとします。

(個人情報保護)

第20条 市民、議会及び市長等は、情報の提供及び共有を行う際には、個人情報を適切に管理し、保護しなければなりません。

第7章 市民参加

(市民参加)

第21条 議会及び市長等は、市民参加の機会を保障しなければなりません。

(市民参加の推進)

第22条 市長等は、市民のまちづくりへの参加を推進するため、活動の場の提供、環境づくり、情報の提供等その仕組みの整備に努めなければなりません。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければなりません。

3 市長等は、広く市民の意見を聴くため、その機会の効果的な周知に努めなければなりません。

(市民の意見等)

第23条 市長等は、市民からの意見、提案等があったときは、誠実かつ迅速に対応するものとします。

第8章 協働及びコミュニティ

(協働の推進)

第24条 市民、議会及び市長等は、共通の地域課題を解決するため、対等な立場で協働してまちづくりを進めるものとします。

2 市民は、互いの市民活動を尊重し、ともにまちづくりを進めるものとします。

3 議会及び市長等は、まちづくりを目的とする市民の活動を尊重するとともに、必要な支援を行うことができます。

(コミュニティ活動の推進)

第25条 コミュニティとは、人と人との多様なつながりを基礎として、共通の目的を持ち、まちづくりに関して主体的に活動する団体をいいます。

2 市民は、コミュニティが果たす役割を認識するとともに、その活動に積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとします。

3 議会及び市長等は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動と連携を図るとともに、公益的な活動に対して必要な支援を行うことができます。

第9章 住民投票

(住民投票)

第26条 市長は、市政に関する重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を行うことができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 市長は、住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

第10章 連携及び協力

(連携及び協力)

第27条 議会及び市長等は、適切な役割分担のもと、国及び北海道と対等な立場で連携及び協力

するよう努めるものとします。

- 2 議会及び市長等は、広域的な課題解決、地域の相互発展等のため、近隣自治体と積極的に連携し、及び協力するよう努めるものとします。
- 3 市民、議会及び市長等は、必要に応じて、市民以外の個人、団体等と連携し、及び協力するよう努めるものとします。

第11章 条例の見直し等

(条例の見直し)

第28条 市長は、この条例の施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が社会情勢の変化等に適合したものであるかどうかについて検討し、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとします。

(推進委員会)

第29条 市長は、この条例の適切な運用及び普及を図るため、岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

- 2 推進委員会は、市長の諮問に応じるほか、この条例の基本的事項について意見を述べることができます。
- 3 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行します。

岩見沢市まちづくり基本条例パンフレット

発行日：平成28年3月1日

発行：岩見沢市総務部市民連携室

〒068-8686 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

TEL：0126-23-4111 FAX：0126-23-9977

E-mail：renkei@i-hamanasu.jp

市のホームページ：<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/>